

平成25年 8 月以降に生活保護を受給された皆さまへ
最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付

平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決（令和 7 年 6 月27日）を踏まえ、国は、過去に生活保護を受けていた対象世帯への保護費の追加給付を決定し、令和 8 年 8 月から申出受付を開始する方針を示しました。

これを受けて、本市において、次のとおり受付を開始します。

- ▶対象／平成25年 8 月から令和 8 年 3 月までに、本市で生活保護を受給したことがあり、現在、受給していない世帯
- ▶手続方法／郵送の場合は 8 月 1 日、窓口の場合は 8 月 3 日から、社会福祉課（〒503-8601 丸の内 2-29）へ申出書などを提出
※現在、本市で生活保護を受給している世帯は手続き不要
- ▶必要書類／申出書（社会福祉課にて配布、または厚生労働省HPにてダウンロード可）、戸籍謄本の写し、本人確認書類の写し、預貯金通帳の写し など
- ▶問合せ／社会福祉課（☎47-7285）、または最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター（厚生労働省委託事業、☎0120-179-445）へ

空き家の発生を抑制するための特例措置
空き家の譲渡所得から3,000万円特別控除されます

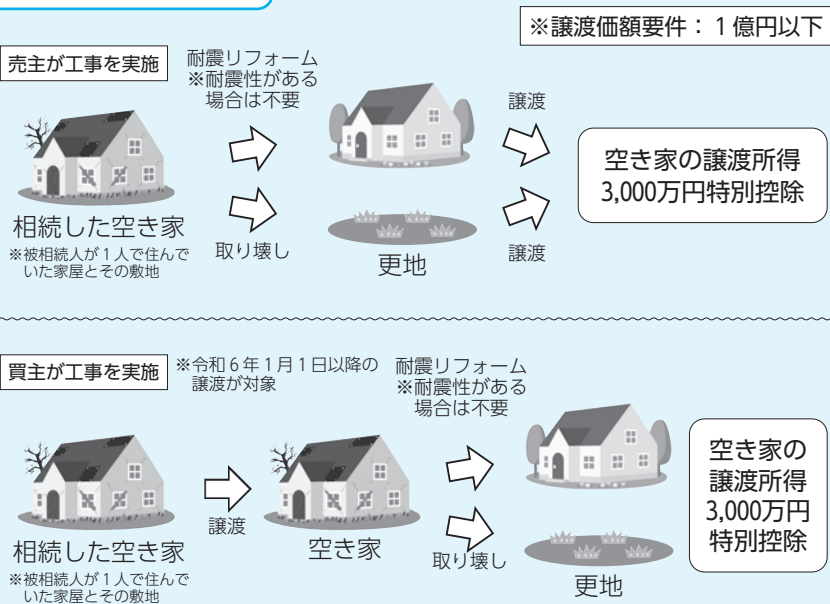
制度の概要

旧耐震基準（昭和56年 5 月31日以前に建築）の空き家を相続した場合に、相続発生から 3 年後の年末までに、耐震改修後の空き家または取り壊した後の土地を売却した場合、その譲渡所得の金額から 3,000万円が特別控除されます（適用期間:令和 9 年12月31日まで）。
また、売買契約などに基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年 2 月15日までに、空き家の耐震改修または解体工事を行った場合も、控除の対象となります。

■ 譲渡所得税額の計算式

(譲渡価額－取得費－譲渡費用[除却費等]－特別控除3,000万円) × 20%
※不明の場合、譲渡価額 × 5 %

制度のイメージ



被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるためには、大垣税務署への申告手続きが必要です。申告に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」は、相続した家屋などが所在する自治体が発行しています

適用要件や発行手続きについて詳しくは、市HPをご覧ください
か、住宅課（☎47-8184）へ。

空き家 発生抑制

検索

市消防操法大会 開かれる
優勝した荒崎分団は県大会へ

消防団員の消防技術や士気を高めて、火災防ぎょ活動に役立てる「市消防操法大会」が 7 月 5 日、大垣衛生センターで開かれました。

今年は「小型ポンプ操法」に19分団が出場し、放水して標的を倒すまでの時間や動作の正確さ、規律などを競いました。

団員らは、悪天候の中でも機敏な動きを見せ、厳しい訓練を重ねてきた成果を発揮していました。

優勝した荒崎分団は、10月 25日(日)に岐阜県消防学校で開催される県大会に出場します。

〈成績〉優勝：荒崎分団
準優勝：牧田分団
3 位：綾里分団



新入学児童の健康診断

令和 9 年 4 月に小学校へ入学する児童の健康診断を、次の日程で行います。対象児童（令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれ）には、順次健康診断のお知らせと診断票をお送りします。

就学時健康診断について詳しくは、市HPをご覧ください
か、学校教育課（☎47-8023）へ。

▶ 9 月の健康診断日

北小 29日(火) 12:40～

▶ 10月の健康診断日

川並小 2 日(金) 13:10～

上石津学園 5 日(月) 13:00～

中川小 23日(金) 12:50～

荒崎小 23日(金) 13:00～

静里小 27日(火) 13:00～

赤坂小 27日(火) 12:40～

興文小 30日(金) 13:00～

日新小 30日(金) 13:10～

宇留生小 30日(金) 13:15～

▶ 11月の健康診断日

青墓小 2 日(月) 13:10～

南小 4 日(水) 13:00～

安井小 5 日(木) 12:45～

西小 9 日(月) 12:50～

東小 11日(水) 13:00～

墨俣小 11日(水) 13:15～

小野小 13日(金) 13:00～

綾里小 16日(月) 13:40～

江東小 17日(火) 12:45～

各種手当の現況届などの提出

市は、特別障害者手当や児童扶養手当などの手当を受けている人（所得制限で支給停止の人を含む）に、現況届などを郵送します。

必要事項を記入のうえ、期日までに提出してください。

提出は、平日のみ（児童扶養手当のみ一部土日も）受け付けます。

なお、期限までに提出がない場合は、手当の支給を停止します。

また、この手続きを行わないまま 2 年が経過すると、受給権が消滅しますのでご注意ください。

郵送・提出物	郵送時期	提出期間(平日のみ)	提出場所・問合せ
特別障害者手当の現況届	8 月10日頃	8 月12日(水)～9 月11日(金)	障がい福祉課 (☎47-7298) 上石津・墨俣地域事務所への提出も可
障害児福祉手当の現況届			
経過的福祉手当の現況届			
児童扶養手当の現況届	7 月下旬	8 月 3 日(月)～31 日(月) ※	子育て支援課 (☎47-7092)
特別児童扶養手当の所得状況届	8 月上旬	8 月12日(水)～9 月11日(金)	

※児童扶養手当については、8 月29日(土)・30日(日)の午前10時～午後 3 時も受付